

## 令和7年第11回京田辺市教育委員会定例会会議録

日時 令和7年11月21日（金）午後2時00分 開会  
午後3時05分 閉会  
場所 京田辺市役所3階305会議室

### 会議日程

- |      |        |   |
|------|--------|---|
| 日程第1 | 教育行政報告 |   |
| 日程第2 | 報告第22号 | 京田辺市学校教育審議会からの答申について                                |
| 日程第3 | 報告第23号 | 専決処分の報告について   |
| 日程第4 | 報告第24号 | 専決処分の報告について   |
| 日程第5 | 報告第25号 | 京田辺市留守家庭児童会の運営等に関する条例施行規則の一部改正について                  |
| 日程第6 | 承認第9号  | 京田辺市立学校施設開放条例の制定（案）に対する意見について                       |
| 日程第7 | 承認第10号 | 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定（案）に対する意見について |
| 日程第8 | 協議     | 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定（案）について       |
| 日程第9 | 議案第45号 | 京田辺市教育委員会事務事業点検・評価について                              |

### 出席者

教育長	山岡	弘高
委員（教育長職務代理者）	藤井	直
委員	上村	真代
委員	伊東	明子
委員	塘	利枝子

#### （事務局出席職員）

教育部長	櫛田	浩子
教育指導監	片山	義弘
教育部副部長	古谷	隆之
教育総務室担当課長	平岡	孝章
こども・学校サポート室総括指導主事	南部	智彦

こども・学校サポート室統括主幹	本田 扶佐子
学校教育課長	田原 暁
学校給食課長	西村 明
社会教育課長	早田 陽輔
社会教育課担当課長	七五三 和広
こども未来部長	河本 佐和子
こども未来部副部長	内野 文彦
子育て支援課長	前田 廣人
保育幼稚園課長	藤田 大典
文化・スポーツ振興課長	坂本 健二

(事務局書記職員氏名)

教育総務室総務係長	志場 吉洋
教育総務室再任用主査	鈴木 勝浩

## 会議の要旨

### ○開会宣言

教育長が開会の宣言をした。

### ○日程第1 教育行政報告

[報告]

前回の会議以降の教育行政関係行事及び議会審議状況について資料配付により報告。

[質疑]

なし

### ○日程第2 報告第22号「京田辺市学校教育審議会からの答申について」

[説明]

(事務局)

資料に基づいて説明

[質 疑]

(藤井委員)

資料P. 12の「④生活・安全面」について、最初に「教科書等を学校に置いておく時代になった」とあるが、どこの学校もそうなっているのか。

(事務局)

多くの学校では、荷物等が多くなっているという観点から、主要な教科書等については持ち帰ることもあるが、図工等の使用頻度が少ない教科書については、置くことが多くなっている。

(藤井委員)

教科書等の全てが置きっぱなしではないということで理解した。また、資料P. 22のイメージ図について、答申いただいた中身が新しい学校づくりプランや学校施設長寿命化計画とも関係が深いもので、前提として建て替えではなく、建て替えと同等の環境整備とした場合、現在の京田辺市立小・中学校のレイアウトからすると、イメージ図のような幅をとれるのか。とれるのであれば、新築的なスペースを確保した上で、非常に多くの子どもたちが一堂に会すること、あるいは学習内容に応じて小さく区切った活用ということができるが、大規模な改修工事をせずに、どこまでイメージに近づけることができるのか。

(事務局)

今回の答申を踏まえ、今年度中に新しい学校づくりプランを策定する予定としている。新しい学校づくりプランについては、20年先を見据えた計画としている。今現在の学校の躯体をそのまま長寿命化するというのであれば、このような形にするというのは技術的に難しいだろうと考えているが、20年が経過すると、築80年を超える校舎も出てくるので、そういう場合は当然改築という選択肢があり、改築を行う際にはどのようにしていくかということがここに表されているものだと認識している。

(上村委員)

資料P. 16の「3学校施設の課題」の「①新しい学びへの対応」の1番目に、「普通教室はデジタル機器や設備が増えたことで狭くなっている実情がある。」と記載されているが、それほど狭くなっているのか。そうであれば、人数が多いクラスはどういった工夫をされているのか。

(事務局)

今までであれば、黒板と机がスタンダードであったが、それに加えて大型掲示装置があり、あるいはタブレット端末の導入に伴って急速充電器付保管庫等も教室に設置されている。教室の大きさは変わらないが、現在の機器運用でかなり幅を取られて狭くなっている。その中でそれぞれが工夫しながら、日々の授業や学校生活をしているのが現状である。

(塘委員)

資料P. 17の「④生活・安全面」に防犯カメラの導入についての記載があるが、近年、校内の盗撮が結構話題になっており、その対策はどうなっているのか。京都市では教員が携帯電話を持って教室に入ることは禁止になっていると伺っている。盗撮防止の観点では良い対策となるが、災害があった場合、または外部から侵入があった場合には、携帯電話で連絡を取ることもあると考えるが、京田辺市ではどうなのか。

(事務局)

本市でも、まず携帯電話の各教室等への持ち込みを禁止している。併せて、個人のタブレットやカメラも含めて持ち込みを全て禁止している。また、いざというときの防犯として、一部では、携帯電話を勧められている自治体もあるが、本市においては各教室に非常の通報装置があるので、その通報装置で連絡を取ることとしている。監視カメラについては、世の中でもいろいろと議論されているが、まだまだこれから慎重に考えていく必要があると考えている。

(伊東委員)

答申をいただいた学校教育審議会委員の皆様にはいろいろと方向性を導いていただき感謝する。感想になるが、資料P. 20、P. 21に、「(3) 地域とともにある学校」、「むすびに」に学校教育だけでなく地域社会教育分野との連携を進めるといふ部分があるように、昨今は社会教育の生涯学習等でそういう機会が失われている実情があるので、学校というものを地域と連携しながら、周りの人たちがずっと学び続けられるような新しい学校の環境づくりを進めていただきたい。

○日程第3 報告第23号「専決処分の報告について」

○日程第4 報告第24号「専決処分の報告について」

日程第3及び日程第4の2件について、教育長から一括議題とする提案があり承認された。

[説明]

(事務局)

資料に基づいて説明

[質疑]

なし

○日程第5 報告第25号「京田辺市留守家庭児童会の運営等に関する条例  
施行規則の一部改正について」

[説明]

(事務局)

資料に基づいて説明

[質疑]

(教育長)

どういうところが問題であったのか、もう少し丁寧に説明をお願いしたい。

(事務局)

退会の届出をするタイミングとして、退会する月の前月までに届出しなければならぬとなっており、そこが保護者と児童会の間で認識違いをしてしまうことがあったため、退会する児童がいつまで通会し、いつに退会するのか、別に最終日を記載することによって、退会日を明確にするための改正を行った。

○日程第6 承認第9号「京田辺市立学校施設開放条例の制定(案)に対する  
意見について」

[説明]

(事務局)

資料に基づいて説明

[質疑]

(藤井委員)

体育館等の空調施設の設置等に伴っており、費用が発生するため条例を制定するということであるが、来年6月までまだ時間があるので、利用者が安心して利用できるよう、丁寧な周知広報や働きかけをお願いしたい。

[採決]

原案どおり承認された。

○日程第7 承認第10号「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係条例の整理に関する条例の制定(案)に対する意見について」

○日程第8 協議「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条  
例の整理に関する条例の制定(案)について」

日程第7及び日程第8の2件について、教育長から一括議題とする提案があり承認された。

[説明]

(事務局)

資料に基づいて説明

[質疑]

(藤井委員)

本件について、児童福祉法の一部改正に伴って条例の条文整理をされたことは当然のことである。しかし、今回の児童福祉法の一部を改正する法律等の通知を読むと、今後、例えば、認定こども園の法律や、学校教育法等、様々な法令の改正に伴い条例等を修正していかなければならないと考えるが、その認識はされているのか。

(事務局)

主に児童福祉法となるが、時代の変化に応じて必要な社会情勢を反映した改正となっていることから、今後も同様の改正が見込まれるところである。その都度、法令を引用している条例等については、改正していかなければならないと見込んでいる。

(藤井委員)

今回の改正については大きく2点のポイントがある。保育所が支援センターとしての機能を担う体制整備や、地域限定保育指導資格のプロセス等の新たな仕組みづくりと人材確保が大きなテーマになっていると考えるが、見通しはどのような状況か。

(事務局)

地域限定保育士については、従前から国家戦略特区において、限られた地域だけで扱われる仕組みとなっていたが、一定年数がたてば全国どこでも活躍できる形としての制度の一般化と、都道府県が認定を受ける必要はあるが、独自に試験日程を持って行うことができるようになるものである。柔軟な資格取得のパターンが生まれてくることとなるため、実施されれば本市においても職員採用等への活用に繋がると考えている。

[採決]

承認第10号のみ採決を行い、原案どおり承認された。

○日程第9 議案第45号「京田辺市教育委員会事務事業点検・評価について」

[説明]

(事務局)

資料に基づいて説明

[質疑]

(藤井委員)

最後のまとめの部分に、目標や指標が未記入のために成果が読みにくいという指摘がある。目標や実績は、必ずしも数値でなくてよいと考えるが、例えば一定公表されている調査等も含めて、できるだけ指標項目、目標に文字を入れることで、より具体的に示せるものにする方が、市民に対して教育委員会はどのような努力をしているのか見ていただけるので、工夫をお願いしたい。

(事務局)

第三者評価の意見も踏まえ、来年度以降は様式を工夫する。事業の効果や実績等を記載できるようにすることで、単に取組を実施したということではなく、どのような成果を得たのかがわかるよう検討し、来年度の評価に臨みたい。

(藤井委員)

評価としてAがない。外から見たら教育委員会で評価Aがないという状況では寂しいという印象を与えてしまう。成果を上げているところをAとすれば良い。時代の変化に対応し、成果を上げたという事例は多いのではないか。自己評価を厳しくする必要はなく、やっていることをPRできるように見せる評価をしていくことも必要。

(事務局)

評価というのは確かに難しいところ。予定通りにいけばBとなるが、評価結果は公表されるもので、教育委員会の取り組み事業をアピールする場であると考えるので、その点を踏まえ、来年度以降の評価に臨みたい。

(教育長)

例えば、国際理解教育シートをCとした根拠は何か。

(事務局)

Cにした根拠としては、まずALTの授業について学期ごとのアンケートが取れなかったため、未実施ということでC評価となっている。

(教育長)

ならば、4段階中3以上という目標を設定していたのに、令和6年度に実施をしなかったのはなぜか。

(事務局)

本来は計画的にアンケートを実施すべきところを怠っていたため、反省するとともに、令和7年度は、1学期からしっかりと実施している。また、全国学力状況調査等の項目を使いながら子どもたちのアンケートを分析し、実際の現状もしっかりと把握していきたい。

(教育長)

怠ったという表現が適切か別として、目標に設定した以上は、それを遂行しなければ結果は絶対出ないので、評価がCということよりも、その業務の進め方がおかしかったということのCということか。

(事務局)

そのとおりである。

(教育長)

同じCでも様々な理由があり内容は違う。そういったことがもう少しわかりやすいように記載されないと、今後の課題に連動しない。そういうことに十分留意し、評価していかなければ、誤解を招くことになる。年間を通じてAがつかないというのは、目標設定に誤りがあるのか、控えめに評価しているのか。その辺も十分考察しなければならないのではないか。

(塘委員)

「京田辺市教育委員会事務事業点検・評価に対する意見」2ページ目、外国にルーツを持つ子どもが確かに日本全体で増えているが、京田辺市の中で外国にルーツのある子どもは増えているのか。また、支援というのがすぐできるわけではないが、その対策等をどう考えているのか。

(事務局)

現在、外国籍の児童生徒は40人程度である。それぞれ言葉のレベルというのは全然違い、中には全く日本語が話せない児童生徒もいる。そういった場合は、学校からの要望に基づいて、可能な限り母語支援員を配置している。

[採 決]

原案どおり可決された。

○その他 「大住・桃園・薪・田辺東留守家庭児童会民間委託事業者の決定及び三山木地区における放課後児童健全育成事業を実施する施設の開設について」

[説 明]

(事務局)

資料に基づいて説明

[質 疑]

なし

○閉会宣言

教育長が閉会の宣言をした。